

創業プロデューサー事業業務委託に係る質問及び回答

No	質問	回答
1	<p>○委託料の支払いに関して 仕様書には、3-(2)に「委託料の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本事業の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。」とあるが、対象経費の「人件費」の扱いも全額事業完了後の支払いになるか。月ごともしくは半期や四半期毎などの支払いは可能か。</p>	<p>委託料の支払いは、人件費を含め、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本事業の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。</p>
2	<p>○見積に関して 実施要項の7.その他の(5)に、「本事業は3年間の実施を想定」とあるが、初年度(令和4年度)の委託期間は「契約締結日から令和5年(2023年)3月3日(金)まで」となっている。見積を算出する際の考え方としては、12ヵ月を想定した概算見積で問題ないか。それとも、あらかじめ実際の業務委託期間と想定される8ヵ月前後を前提に算出した方がよいか。</p>	<p>見積に関しては、「創業プロデューサー事業業務委託仕様書」の記載内容に基づき、3-(1)に記載の委託料の範囲内で算出すること。</p>
3	<p>○実施事業の調整について 実施要項の7.その他の(1)に、「企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない」とあるが、これは選考に関して提出後の変更は受け付けないという理解でよいか。受託後、公益財団法人 栃木県産業振興センターや協力機関・組織との打合せ・ヒアリング等の結果、提案内容のプライオリティの変更やイベントやワークショップの開催回数の変更等が必要と思われる場合、調整は可能か。</p>	<p>実施要領7-(1)に記載のとおり、企画提案書等の提出後は、その内容を変更することは認められない。</p> <p>なお、6-(1)に記載のとおり、選考審査会において選定された契約候補者については、(公財)栃木県産業振興センターと業務履行に必要な協議を行った上で最終仕様を決定する。</p>

4	<p>○業務実施拠点について</p> <p>過去の創業プロデューサー事業では、古民家をリノベーションし活動拠点としたりサテライトオフィスを整備したりといったケースもあったと伺っている。募集要項、仕様ならびに佐野市の実施計画から、初年度に関しては必ずしも前述したようなオフィシャルな活動拠点の確保は必要ないと考えているが、活動拠点は自社の事務所等でも支障ないか。</p>	<p>本事業では、オフィシャルな活動拠点の確保について指定していない。</p>
5	<p>○業務終了時の成果物</p> <p>本事業完了時もしくは途中の段階（月ごと、四半期毎など）で作成・提出の必要のある提出物・成果物はあるか。</p>	<p>事業期間終了後の実績確認を迅速に行うため、年度途中に何度か実施状況及び支払経費の確認をさせていただく場合がある。</p>